

させぼ 農業委員会だより

No.20 2018年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111
佐世保市ホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/>



写真／茶摘み(世知原町)

主な内容

- ◎新年のごあいさつ 2
- ◎平成29年度 意見書 3
- ◎農業委員、推進委員の紹介 4・5
- ◎農家紹介 6
- ◎農業者年金 8
- ◎農業委員会からのお知らせ 9



新年のあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 八並秀敏



新年明けましておめでとうございます。

農家の皆様におかれましては、ご家族お揃いで、新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。

昨年は、九州北部地方で記録的な豪雨による災害が起こり、農家の方々においても甚大な被害が生じました。本市におきまして、梅雨時期の降雨量

が少なく農作物の作柄に影響があり、対応に苦慮されたことと存じます。

さて、現在、農業を取り巻く環境につきましても、農業後継者の減少や販売価格の低迷、輸入農産物との競争激化など、いろいろな問題が山積しております。

このような中、国は「担い手への農地集積・集約化による構造改革の推進」、「強い農林水産業のための基盤づくり」、「農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化」、「人口減少社会における農山漁村の活性化」などを目標に政策を打ち出しているところ

です。この一環として、農業委員会等に関

する法律の改正に伴い、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な業務として位置づけられました。

私も農業委員会も、昨年7月から新しい体制としての第23期農業委員会へ移行いたしました。農業委員はこれまでの公選制から市長の任命により選出され、その過半は認定農業者となっております。また、「農地利用最適化の推進」を主要な業務とする農地利用最適化推進委員が新設され、それぞれの担当地区において積極的な現場活動を行っているところです。農業委員会の

機能を最大限に発揮するため農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が一丸となって、農業が抱える様々な問題を解決していけるよう取り組んでまいり所存でございます。最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が素晴らしい年でありますことを心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

年頭のあいさつ

佐世保市長

朝長 則男



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をご家族お揃いでお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

農業委員会の皆様におかれましては、本市農業の振興はもとより、全国的な問題となっている遊休農地の解消へ向けた取り組みなど多大なるご尽力をい

ただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、福岡県と大分県を中心として発生した九州北部豪雨により、農地や地域住民に甚大なる被害が生じました。本市では緊急消防援助隊を派遣するなど、できる限りの被災地支援を行いました。日ごろから安全や防災について一人一人が強く意識しておくことが重要であると改めて感じました。

一方、昨年11月には、本県で初めて「第71回全国お茶まつり長崎大会」が開催され、その一環として行われた「全国茶品評会」では、世知原茶が見事「蒸し製玉緑茶部門」の産地賞(2位)を

受賞いたしました。世知原茶をはじめ、日本茶の魅力を身近に感じていただく絶好の機会になったものと喜ばしく感じております。

近年、農業を取り巻く環境は、担い手不足や異常気象への対応など、多くの問題を抱えています。

このような状況の中、農業委員会法の改正に伴い、農業委員の選任方法が市長の任命制に変わったことにより、昨年7月20日に市長名で第23期農業委員を任命させていただきました。

また、農地利用の最適化の推進が重点業務となり、新農業委員会制度のもと農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会が果たす役割が一層重要な

ものとなりました。

本市としまして、引き続き農業委員会との関係を密にして、農業施策を進めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様方にとりまして、実りの多い一年になりますことを心から祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



農業委員会法の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進に関する施策について改善が必要な場合は農業委員会法第38条の規定に基づき関係行政庁に対し意見を提出しなければならぬとされています。本年度の意見は次のとおりです。

平成29年度 市長への意見

農業委員会は、平成29年11月13日に朝長市長に対し意見を提出し、その実現を強く要望しました。

① 有害鳥獣被害対策について

近年、イノシシ以外にも多種多様な野生鳥獣による被害が発生しているが、依然としてイノシシによる被害が多いため、引き続き防護対策の要である電気柵(防護柵)・箱罠設置にかかる経費助成の継続と事業要件の緩和及び設置後の指導体制の強化をお願いする。

また、現在の捕獲体制については、捕獲従事者の高齢化等に起因する活動低下により捕獲頭数の減少とならないように引き続き捕獲体制の活動強化対策をお願いする。

② 担い手の育成支援対策について

(1) 新規就農については、国等の支援制度が整備されているが、さらに新規就農希望者の情報共有と相談支援対策を強化し、担い手の育成確

保をお願いする。

また、認定農業者については、その数が減少していくと地域農業の維持が困難になることが予想されるため、新規の認定農業者の育成確保とともに継続的な組織活動等への支援をお願いする。

(2) 個人農家が高額な農作業機械等を所有せずとも、主要な農作業等を委託することで労働力や農家経営に寄与できるため、その受け皿となり得る農作業受託組織等の集落営農組織について、新規の組織の立ち上げとともに既存の組織についても育成支援対策をお願いする。

③ 優良農産物等の推進対策について

市内の各地域に合った所得率が高い農産物を生産することで、農業所得の増加、引いては経営規模拡大による農地の有効利用が図られるなどの効果が見込める。

どのような農産物をどの程度生産するかなど、市内の農産物等の生産に関して意見交換等ができる関係団体等による協議体制の構築について検討をお願いする。

④ 農地の保全と利用集積対策について

(1) 地籍調査については、農村地域ではまだ実施されておらず、農地の利用状況調査等を実施する際、正確な位置等の確認が難しい場合があるため、地籍調査推進をお願いする。

(2) 農業振興地域内農用地等の優良農地の確保対策は、担い手への農地集積を行う際に重要になってくる。このため、農用地除外等を含めた事務取り扱いの方針を整理してもらい、優良農地の確保のための一層の取組をお願いする。

平成29年度 国・県への意見

佐世保市農業委員会における国・県への意見については、県農業会議が県内農業委員会の意見を取りまとめて意見提出を行う予定です。

① 利用状況調査期間の変更について

農業委員会による農地の利用状況調査は毎年7月8月を中心に行っているが、①7月末までは梅雨の時期にあたるため降雨により現場に入りづらく、また書類等を持つての調査もしづらい。②夏場の暑い中での調査は、熱中症等の健康被害が心配される。③現場に入る際、進入道などが雑草の繁茂により入りづらく、またマムシ・マダニ等による被害の危険性も高くなる、といった問題が生じているため、調査時期を夏場に限定せず現場に応じて自由に設定できるようにお願いする。

② 相続未登記農地対策について

相続未登記農地は、農地の利用集

積を進めるに当たり障害となる場合がある。相続登記を推進するうえで、農地の利用集積を行う場合は相続登記に関する費用の負担軽減などの措置を行うなどの法整備等を早急に対応してもらいたい。

③ 農地中間管理事業の推進について

農地中間管理事業を活用した農地の貸し借りは、手続きに相当の期間を要することやそれに関する書類作成が煩雑なため、事業活用の妨げとなっていると考えられる。手続きの簡素化と期間短縮について考慮してもらいたい。

また、県による借り受け担い手農家に対する支援措置の創設と機構事業について経営転換協力金の緩和について国に働きかけをお願いする。

④ 米の直接支払交付金の継続について

国の経営所得安定対策事業の中で、米の直接支払交付金は平成29年度までの制度となっている。行政による生産数量目標の配分がなくなることによる自主的な生産が、市場にどの程度影響するかは不透明であり、米価の低下につながる恐れがある。このため、需要に応じた自主的な生産が定着するまでは米の直接支払交付金は継続してもらいたい。

第23期 農業委員会 農業委員のご紹介
 (任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日)

<p>三川内地区</p> <p>地域の農家と一緒に頑張って頑張ります。</p>  <p>長谷川清美</p>	<p>宮地区</p> <p>農業をしやすい環境づくりができるよう頑張ります。</p>  <p>阿波茂敏</p>	<p>江上地区</p> <p>耕作農地が遊休農地にならないよう、利用権の推進等頑張ります。</p>  <p>川上宗康</p>	<p>針尾地区</p> <p>農地利用の最適化と地域農業の発展に努めます。</p>  <p>有馬秀志</p>
<p>柚木地区</p> <p>農地の様々な問題に公正な立場で取り組みます。</p>  <p>小川徳衛</p>	<p>佐世保地区</p> <p>農業委員として地域の農家の方々と頑張ります。</p>  <p>川口勇二</p>	<p>日宇地区</p> <p>農業後継者の育成と耕作放棄地の解消に努めます。</p>  <p>浦 清一</p>	<p>早岐地区〈会長〉</p> <p>佐世保市の農業発展に貢献できる委員会活動を目指します。</p>  <p>八並秀敏</p>
<p>相浦、九十九地区</p> <p>地域の農業の相談に応じ、信頼されるよう努力します。</p>  <p>富川利光</p>	<p>中里地区</p> <p>初めての農業委員です。地域のために頑張ります。</p>  <p>近藤 誠</p>	<p>皆瀬地区</p> <p>農業委員として地域に貢献できるよう頑張ります。</p>  <p>辻 茂樹</p>	<p>大野地区</p> <p>遊休農地解消のため利用権設定を進めていきます。</p>  <p>井手源一郎</p>
<p>小佐々地区</p> <p>農業振興、環境保全について勉強していきま</p>  <p>赤木行秀</p>	<p>宇久地区</p> <p>農地はみんなの宝です。地域の田、畑を守りましょう。</p>  <p>西尾政喜</p>	<p>世知原地区</p> <p>農家の皆様の役に立てる農業委員として頑張ります。</p>  <p>田中広昭</p>	<p>吉井地区</p> <p>遊休農地の発生防止に取り組みます。</p>  <p>水口一男</p>
<p>皆瀬地区</p> <p>中立委員として、地域農業振興に役立てる様努めます。</p>  <p>大宅和子</p>	<p>鹿町地区</p> <p>二期目となります。農地の集積活動に努めます。</p>  <p>内野正実</p>	<p>江迎地区〈副会長〉</p> <p>集落の維持をどのように行っていくか、お互いに考えましょう。</p>  <p>松永信義</p>	

第23期 農業委員会 推進委員のご紹介

(任期：平成29年7月27日～平成32年7月19日)

平成28年4月1日から「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、担当区域における農地等の利用の最適化推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員（略称：推進委員）」が新設されました！

<p>江上地区</p> <p>地域農業者の皆様から信頼されるよう努めていきます。</p>  <p>北村憲治</p>	<p>針尾地区</p> <p>初めての推進委員でわからないことばかりですが頑張ります。</p>  <p>原 和文</p>	<p>平成28年4月1日から「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、担当区域における農地等の利用の最適化推進のための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員（略称：推進委員）」が新設されました！</p>	
<p>日宇地区</p> <p>農家の皆様と共に農地を守っていきます。</p>  <p>磯本安男</p>	<p>早岐地区</p> <p>推進委員として地域のために頑張ります。</p>  <p>久野利幸</p>	<p>三川内地区</p> <p>推進委員として地域農業の発展のため頑張ります。</p>  <p>中里政義</p>	<p>宮地区</p> <p>担い手の一人として、地域農業の発展のために努力します。</p>  <p>坂口 要</p>
<p>皆瀬地区</p> <p>地域の皆様と共に農地等に関する諸問題に取り組みます。</p>  <p>山口良行</p>	<p>大野地区</p> <p>農業の健全な発展に寄与できるよう努めます。</p>  <p>牟田 昇</p>	<p>柚木地区</p> <p>集落・地域を大切に、融和の中で活動します。</p>  <p>宮崎 敦</p>	<p>佐世保地区</p> <p>推進委員として頑張りますので、よろしくお願ひします。</p>  <p>加藤照明</p>
<p>世知原地区</p> <p>農家の皆様の役に立てよう頑張ります。</p>  <p>岩佐 孝</p>	<p>吉井地区</p> <p>農地の適正な利用を推進します。</p>  <p>近藤 博</p>	<p>相浦、九十九地区</p> <p>地域のために頑張ります。</p>  <p>伊賀崎典正</p>	<p>中里地区</p> <p>地域のために頑張りますので、よろしくお願ひします。</p>  <p>永田富士夫</p>
<p>鹿町地区</p> <p>農家の皆様と共に、実情に即した農業発展のため頑張ります。</p>  <p>山口英男</p>	<p>江迎地区</p> <p>遊休農地の発生防止に努めます。</p>  <p>小川憲人</p>	<p>小佐々地区</p> <p>農業振興のため後継者育成や遊休農地対策に努めていきます。</p>  <p>松田 眞</p>	<p>宇久地区</p> <p>新任ですが、地域の役に立てるよう頑張ります。</p>  <p>菅 徳雄</p>

宮地区

～父の背中を見ながら～

宮地区の坂口大輔さん(38才)は、奥様の麻衣子さん、認定農業者である父の正さん、幸江さん夫妻の4人で農業経営を展開するみかん農家です。現在は露地みかん350坪、水稲70坪の経営規模です。

坂口さんは、8年前までは、機械系の会社勤めのサラリーマンでしたが、30才の時に農業の道を選び、今年で8年目を迎える若手の農業者です。もともと農家の生まれだったこともあり、中学校を卒業後は長崎県立大村園芸高等学校(現長崎県立大村城南高校)に進学された後に長崎県立農業大学校をご卒業なさっています。異業種での就職歴がありますが、在学中に

得た経験や知識が現在の農業に取り組む大きな力になっていると話されています。

しかしながら、農業はほ場での作業だけではなく、経営という面においてノウハウを蓄積したり、また、新しい技術に挑戦したりと困難なことも少なくありません。しかし、その困難を乗り越えることによって、よりよい農業経営、より質の高い農産物という結果が目に見えるため、仕事に対する意欲が高まっているとのことでした。

また、自己農業経営以外の活動



にも積極的に、今年度からみかん部会の理事を務めたり、若手組織の味っ子研究会で仲間たちとの技術の研鑽にも励んでおられます。これからは、10年後を目標に現在の経営規模をさらに拡大しながら、省力化や年間を通した雇用を目指し、より強い経営体へ成長していきたいと力強く語ってくれました。

今後、坂口さんが、地域の担い手として活躍されることを祈念いたします。また、取材当日は、猛暑の中、また大変お忙しい中対応していただき、ありがとうございます。(長谷川清美委員取材)

皆瀬地区

～地域を指導するリーダーとして～

今回は、皆瀬地区で、酪農業を営んでいる前田利保さん(65才、写真左から3人目)をご紹介します。

前田さんは、昭和49年に静岡県浜松市で実習されたのち、地元に戻って個人経営での酪農を開始されました。しかし、実習先が法人化されていたことや、地元の酪農組合長から勧められたこともあり、翌年の昭和50年4月に酪農家5戸ほどを集め「農事組合法人牧の地牧場」を設立されました。

平成15年からは同法人の組合長理事を務め、規模拡大にも取り組まれました。現在は従業員8名とともに、成牛280頭、育成牛150頭ほどを飼養されています。ご子息も後を継いでおられ、若い世代での更なる規模拡大を期待しているとのことでした。

その実績が評価され、平成27年には「ながさき農林業大賞」の畜産部門で「長崎県知事賞」を受賞され、トップファーマーとして広く認められています。

また、飼料作物も自家で生産されており、自作地15坪のほかに、農業委員会での利用権設定により23畝もの農地を借り受けるなど、広大な農地を集積されています。



「法人のトップとしての責任が常について回ってきます。それでも大規模な酪農が可能となり、安定した経営をすることができているので、法人化してよかったです。」と語っていただきました。

「やればやるほどその結果が直接成績に反映されるのが、酪農の楽しいところですね。」とやりがいを感じておられる前田さんご夫婦を中心に、今後も地域をけん引してくるリーダーとして活躍されることを期待しています。

(永田富士夫委員取材)

～仲間と共に歩む女性農業者～

鹿町地区

今回は、鹿町地区の農業者、内山田亜紀子さん（51才）をご紹介します。

内山田さんは、農家に生まれたこともあり、自然と農業に興味を持つようになられました。平戸市の長崎県立猶興館高校を卒業後、果樹試験場で2年間研修されたのち、20才で就農されました。

その当時は、みかんを主に栽培されていましたが、7年前にみかんの分野から撤退されました。現在は亜紀子さんを中心に、ご家族支え合ってブロッコリー1畝を主力とした露地野菜のほか、ハウスビワ10畝を栽培されています。ブロッコリーの出荷数量は地域でトップクラスを誇り、地域を代表する農家の一人としてご活躍されています。

30歳のときに県北地域初の女性青年農業経営士になられ、青年農業者育成に携わられました。平成23年以降は県北農業士会の副会長やブロッコリー部会の役員、農協の総代にも就任され、担い手の育成及び地域の農業振興にも熱心に取り組んでおられます。このような活動により、地域の仲間とコミュニケーションがとれ、地域の課題解決や仲間づくり役に立っています。



(田中広昭委員取材)

ることです。

今後は、「トラクターでの耕うんに挑戦し、農作業を手伝ってもらっている父の負担を軽減していきたいです。またアスパラガスの栽培を勧められていて、チャレンジしたい気持ちもあります。」と明るく語る内山田さん。今後ますますのご活躍を期待しています。

お忙しい中、今回の取材に対しご協力いただきましてありがとうございます。

◆平成28年 農地の賃借料情報

平成28年1月から12月までに締結（公告）された賃借における賃借料（10アあたり）は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考としてご利用ください。

田（水稻）

地域名		平均額(データ数)
旧佐世保市	基盤整備地	12,800円 (41)
	未整備地	11,000円 (51)
吉井・世知原 小佐々・ 江迎・鹿町	基盤整備地	7,700円 (133)
	未整備地	7,300円 (60)
宇久	全域	3,000円 (0)
(参考) 佐世保市平均		8,800円 (285)

畑（飼料作物）

地域名		平均額(データ数)
宇久以外	全域	6,700円 (30)
宇久	全域	4,600円 (18)
(参考) 佐世保市平均		5,700円 (48)

畑（その他）

利用目的		平均額(データ数)
普通畑	市全域	7,700円 (118)
樹園地		11,800円 (153)
ハウス		67,000円 (4)

農業者年金

～しっかり積立て、がちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ★あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ★年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ★老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



一人ひとりの農業者を応援する**農業者年金**に加入しましょう!!
安心して入れるメリットの大きい年金です。

- 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの分は保証付きです。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

保険料は全額
社会保険料控除の対象に!!

①国民年金の第1号被保険者で
②年間60日以上農業に従事する
③60歳未満の方なら
どなたでも加入できます。

若いうちはコツコツと、
年をとってからも遅くない
いつからでも始められる**農業者年金**です。
女性の加入者が増えています。

お問い合わせは、農業委員会事務局、または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。
※農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。
【農業者年金基金ホームページ：<http://www.nounen.go.jp/>】

経営移譲でより充実した毎日に 吉井町 田中一郎さん

今回ご紹介する田中一郎さん(65才)は、長崎県立北松農業高校を卒業後、熊本県の農家で1年間研修された後に、地元に戻り就農されました。
当初は菊、メロン、キュウリを栽培されていました。が、平成10年からはお父さんが経営されていたイチゴを引き継がれました。昨年、息子さんの哲也さんに経営を移譲され、息子さん夫婦を中心にイチゴ40畝、水稲70畝を栽培されています。特に息子さんの奥様は、農家出身ではないのによく働いてくれていると感心されていました。



農業者年金に加入したきっかけは、農業委員をされていたお父さんの勧めという事で、旧農業者年金制度のときから加入されています。現制度への移行時期に、引き続き農業者年金に加入するか悩まれたそうですが、
「後継者に農業経営を移譲できてとても安心していきます。今後時間ができれば、妻と一緒に旅行に行きたいです。」と語る田中さん。充実感あふれる表情でお話されている姿が印象的でした。
(田中広昭委員取材)

魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

家族経営協定を結びませんか？

魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。農業環境が複雑化している中で、家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現の為の具体的な取組内容などを共有化することは、経営の発展や将来展望を切りひらく上でとても大切です。

家族経営協定は、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営(パートナーシップ経営)を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

また、家族経営協定の推進は、認定農業者の確保・育成という担い手づくり、農業の持続的な発展や農村における男女共同参画社会の形成にも大きな役割を果たします。

家族経営協定が目指すもの

1 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

2 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

3 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

□ 遊休農地への対応について □

■ 農地利用状況調査及び意向調査について

- ① 農地利用状況調査とは、農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認する調査で、
 - ▶地域の農地利用の確認
 - ▶遊休農地の実態把握と発生防止・解消
 - ▶違反転用発生防止・早期発見

など管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的とし、各地区の農業委員や推進委員が地域の農地の調査を行っています。

また、農地法では、「農地の権利を有する者は、当該農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と規定されています。

遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

- ② 農地利用意向調査とは、農地利用状況調査により判明した遊休農地（雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。利用の方法としては、

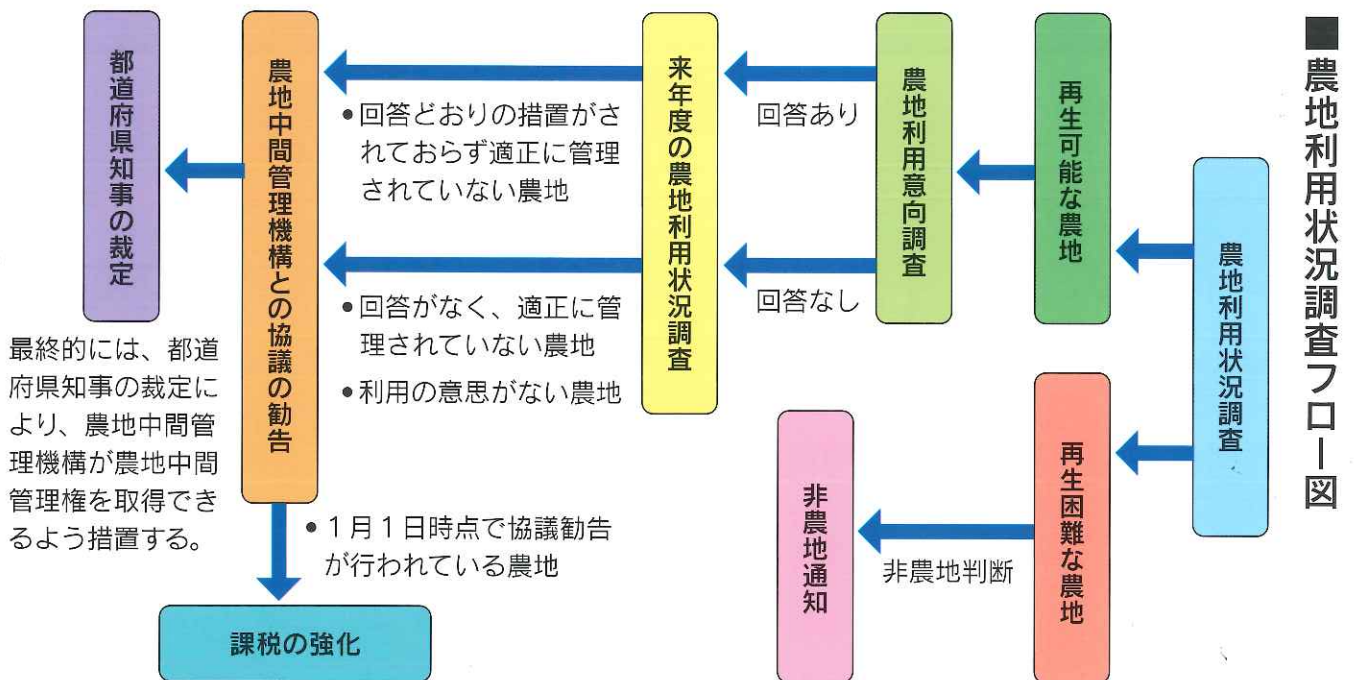
- ▶農地中間管理機構を利用する
- ▶農地利用集積円滑化団体を利用する
- ▶自ら賃貸借・売却する相手を探す
- ▶自ら耕作する 等

となり、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的とした調査です。

なお、本調査に回答がない場合や回答内容どおりの措置が講じられない場合には、「農地中間管理機構との協議の勧告」へと移行し、遊休農地の課税強化の対象となる場合があります。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方は、速やかに対応いただくようお願いいたします。

農地の貸付等を希望される場合は、農業委員、推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。



「農地中間管理事業」を活用しましょう!

※農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が設立されています。

出し手

- ▶ 農業を引退したい
- ▶ 経営面積を減らしたい
- ▶ 貸したいが受け手が見つからない

受け手

- ▶ 経営規模を拡大したい
- ▶ 分散した農地をまとめたい
- ▶ 新規に農業を始めたい



農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）

- ▶ 出し手と受け手の希望がマッチングしたのから、契約手続きを行っていきます。
- ▶ 受け手がまとめた農地で営農ができるようにします。

※対象は農業振興地域の区域内の農地です。

出し手のメリット

- ◆ 次の受け手を機構が探します。
借り手側の都合で耕作できなくなった農地の次の受け手を最長3年間探します。その間の地代も機構が支払います。
- ◆ 地代は機構を通して支払われますので、未納の心配がありません。
- ◆ 貸付後の利用状況は市が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。
- ◆ 要件を満たせば出し手や地域に協力金が交付されます。
- ◆ 要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめたりすることが容易になります。
- ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができる場合があります。
- ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆ 賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。

両者のメリット

- **草刈や剪定保険付き契約**
農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈や剪定など農地を荒らさない管理（中間管理）を、経費は機構持ち（国・県が全額負担）で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことができます。

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

< 荒廃農地等利活用促進事業 (国) >

【実施地域】 農業委員会の調査で遊休農地となっている農地で、原則、農用地区域内の農地
 【交付対象者】 遊休農地を復旧し、中間管理事業を活用した賃借等により5年以上耕作する「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられた農業者等
 【交付要件】 発生防止にかかる経費が4万円/10[㊦]以上、または再生作業にかかる経費が10万円/10[㊦]以上
 ※事後申請はできません。また事業着工まで相当期間要します。お早目にご相談ください。 [初年度のみ交付]

基本	定額2万円/10 [㊦] (発生防止) 定額5万円/10 [㊦] (再生作業)	加算	土壌改良2.5万円/10 [㊦] (2年目にも必要となる場合の2年目のみ)
	事業費の1/2以内 (重機等を用いて経費が高額となる場合)		営農定着2.5万円/10 [㊦] (水稻、経営所得安定対策等の対象作物は除く)

< 耕作放棄地有効利用促進事業 (県) >

【実施地域】 農業委員会の調査で遊休農地となっている農地で、国事業に該当しない農地
 【交付対象者】 遊休農地を復旧し、中間管理事業を活用した賃借等により5年以上耕作する農業者等 [初年度のみ交付]

基本	定額3万円/10 [㊦]	加算	重機加算1万円/10 [㊦] (復旧に重機が必要な場合)
			大規模引受加算5千円/10 [㊦] (年度内に認定農業者等が1ha以上まとめて引き上げた場合)

< 認定農業者農地集積助成金 (市) >

【土地要件】 対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること
 【人的要件】 借受人が市内に住所を有する認定農業者であること
 【賃借期間】 5年以上の賃借権を設定すること (使用貸借、所有権移転は含まない) [初年度のみ交付]

基本	新規設定1万2千円/10 [㊦]	加算	遊休農地加算6千円/10 [㊦] (農用地区域内であること、新規設定時のみ)
	再設定6千円/10 [㊦]		

< 農地中間管理事業 (機構) >

農地中間管理事業は、農地を貸したい農家(出し手)から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農地の集積・集約化を後押しするもので、次のようなメリットがあります。

- 農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)
 - 地域に対する支援(地域集積協力金)
 - 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金)
 - 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作集積協力金)



■発行日…毎週金曜日
 ■購読料…1ヶ月 700円
 ■申込…農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ

全国農業新聞を読んでみませんか!!

農家の経営とくらしに役立つ情報(週刊新聞)をお届けします。

- ① 解説に力点を置いた企画編集とニュース報道!
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに!
- ③ 実務情報と経営者マインドで経営に役立つ!
- ④ 読者の心に訴え、ともに考える!
- ⑤ 老若男女が楽しく読める!

編集後記

農家の皆様、新年明けましておめでとうございます。
 ここに、第20号「させば農業委員会だより」をお届けすることができました。
 昨年を振り返りますと、九州北部豪雨を始めとして気象災害が多発し、我々の地域においても6月の少雨、夏の干害、猛暑等多難な年であった様に思っております。また農業委員会の改革による農地利用最適化推進委員の新設等新しい制度のスタートの年でもありました。今後力を合わせて本市の農業振興に寄与できるよう努力してまいります。
 今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますように。
 最後にりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に心からお礼を申し上げます。
 (広報班班長 長谷川清美)

